

和光市立小・中学校における働き方改革基本方針

令和2年12月
和光市教育委員会

和光市では、令和2年12月に和光市立小・中学校における働き方改革基本方針を策定しました。

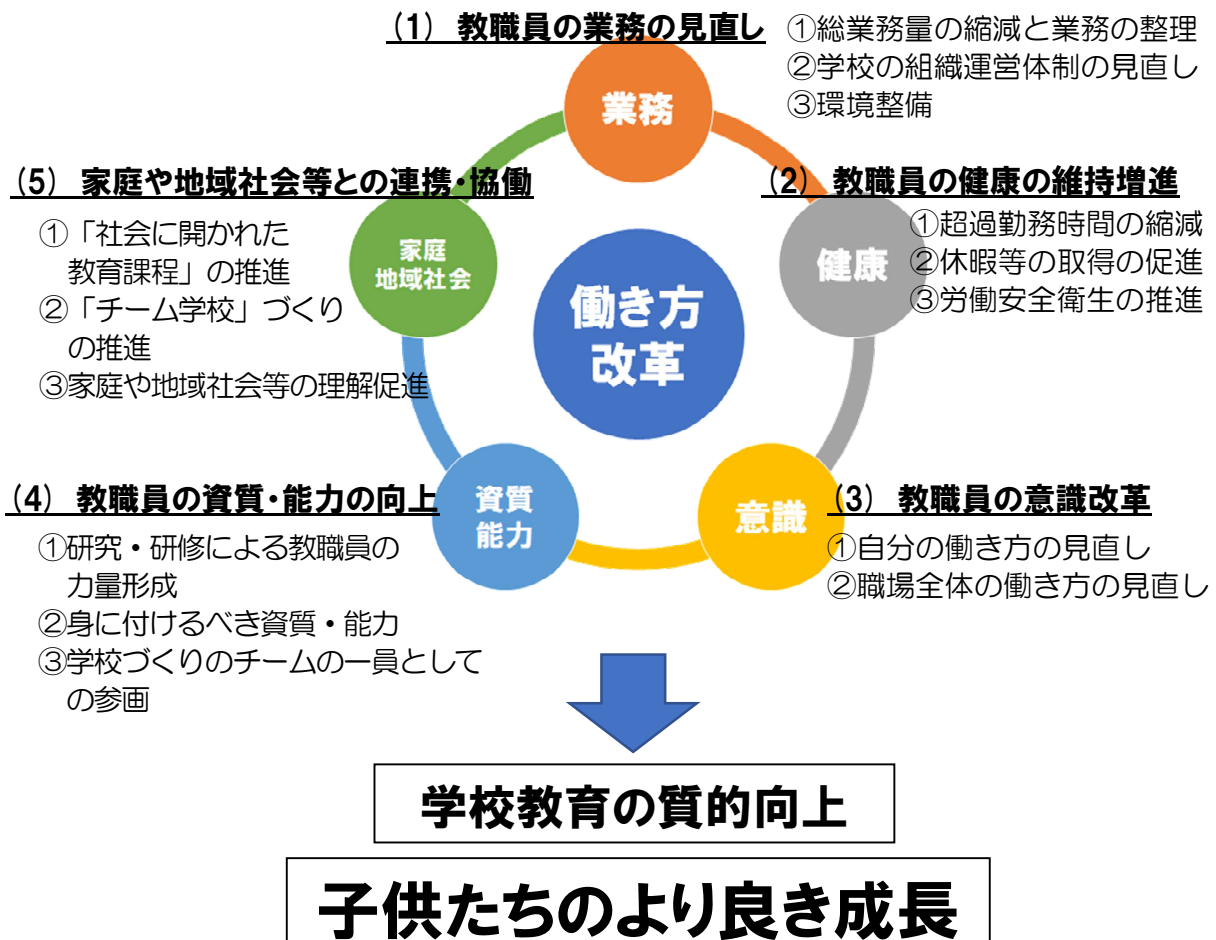
子供たちと直接関わる教職員が生き生きと働き、心身共に健康で充実した日々を送ることが、学校教育活動の質を高め、子供たちをよりよく育むとともに、学校が子供たちにとってより楽しく魅力あふれる場となることにつながります。

保護者や地域の皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

期 間：令和2年12月1日～令和5年9月30日

目 的：教職員の働き方を見直し、学校教育の質の維持・向上を図る。

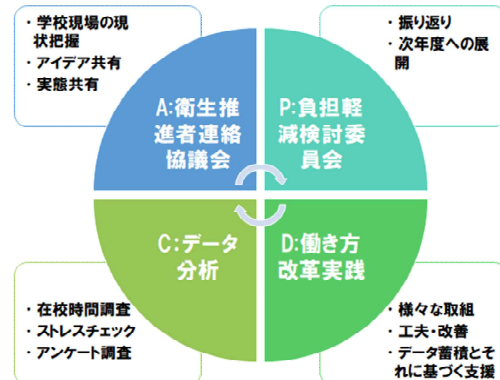
○5つの基本方針と具体的な取組



○推進に当たって

働き方改革の推進に当たっては、次の通り PDCA サイクルを回して、改善を図っていくこととします。

- (1) 負担軽減検討委員会【P】
- (2) 働き方改革実践【D】
- (3) データ分析【C】
- (4) 衛生推進者連絡協議会【A】



○本市における具体的な取組

- (1) 出退勤管理システムの活用
教職員の時間外在校時間について、客観的データに基づいて管理します。
- (2) 留守番電話による時間外対応
時間外対応の縮減に努めます。

◎ 留守番電話のセット

【小学校】午後6時00分～午前7時30分

【中学校】午後7時00分～午前7時30分

※ 上記留守番対応の時間において、やむを得ず、緊急な連絡が必要な場合は、市教委へ。

和光市役所 048-464-1111

(3) 部活動ガイドラインの制定とそれに基づく活動

本市中学校における部活動の在り方を定めたガイドラインを制定し、それに基づく活動をしています。

◎ 4つのポイント+α

1 活動時間の設定

- ・ 平日…2時間程度 休日…3時間程度

2 休養日の設定

- ・ 平日は少なくとも1日 ・ 週休日は少なくとも1日以上（週末にとれなければ振替える）

3 オフシーズンの設定

- ・ 夏休み・冬休み…1週間程度の連続したお休みを設ける。
- ・ 学校閉庁日（お盆、年末年始）には原則活動しない。

4 大会前の例外

- ・ 大会前及びコンクールの開催前2週間前に限り規定に限らず活動できる（定期テストや上限時間等の制限あり）。

（+α 自転車保険への加入）

(4) ストレスチェックの実施

市内全小・中学校の教職員を対象として、ストレスチェックを実施しています。

【参考資料】

- 学校における働き方改革について ※文部科学省のホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm
- 市町村立小中学校における働き方改革推進に向けた取組 ※埼玉県のホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2213/hutankeigen.html>
- 和光市立小・中学校における働き方改革基本方針 ※和光市ホームページ
資料はこちらから→ <https://www.wako.lg.jp/home/kvoiku/gakkou/syoutvuu/18776/20159.html>